平成２５年（フ）第５８号
兵庫県淡路市久留麻1245番地３、前住所兵庫県淡路市志筑1624番地４
破産者　國本冨貴子
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県淡路市仮屋１番地７　仮屋浜団地１
破産者　中来田允久
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県淡路市仮屋１番地７　仮屋浜団地１
破産者　中来田和子
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４０号
広島県福山市鞆町後地1145番地
破産者　篠原　秀則
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２５号
愛媛県松山市余戸東５丁目３番26号
破産者　白石　　健
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６３号
高知市曙町２丁目３番40号　宮田ビル３Ｆ
破産者　吉田　　誠
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３２号
長崎県長崎市京泊２丁目１番８―204号、旧住所熊本県熊本市東区長嶺南８丁目２番65号フィアハイムⅢ301
破産者　野田　　毅
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
熊本県荒尾市宮内出目239番地１
破産者　永井　春男
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第８６号
熊本県荒尾市宮内出目239番地１
破産者　永井久美子
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２９号
静岡県浜松市北区細江町気賀7306番地　細江呉石宿舎２―231
再生債務者　長瀬　　忍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第２０９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲857番地８
再生債務者　田代　照夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２５６号
福岡市南区的場１丁目５番６―205号
再生債務者　山下　　彰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２６号
長崎県長崎市西出津町1168番地
再生債務者　原野　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第８号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目６番１―801号　サンパーク国分Ⅱ
再生債務者　大迫　雄一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２５年（再イ）第６７号
北九州市門司区大字田野浦1018番地１　ヒルズⅠ201号
再生債務者　前田謙太朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第１３１号
千葉市中央区新宿２丁目６番14―209号
再生債務者　小暮　隆弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第２６７号
大阪市西淀川区花川２―15―13―301、営業所所在地大阪市西淀川区花川２―15―13―101、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台２丁目27番12号
再生債務者　土岩建装こと　池口　榮一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１５号
群馬県高崎市和田多中町７番６号　グローリアＣ103号
再生債務者　原田　弘明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（再イ）第２０３号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目４番23―503号
再生債務者　羽田　暁子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３９号
岐阜県羽島市上中町沖1552番地
再生債務者　森　　貴義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日　岐阜地方裁判所